

令和元年5月31日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03265

研究課題名(和文) 成立期コモン・ロー再考 12世紀のアングロ・サクソン法集成を手がかりに

研究課題名(英文) Common Law reconsidering on the Anglo-Saxon Law collections in the Twelfth Century

研究代表者

苑田 亜矢 (Sonoda, Aya)

熊本大学・大学院人文社会科学研究部(法)・教授

研究者番号：80325539

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、成立期コモン・ローの特質を、コモン・ロー的要素のみならず、アングロ・サクソン法的要素や教会法的要素を含む三つの法的要素の複合的産物として再考することを試みた。

その結果、アングロ・サクソン法集成等は、コモン・ローの成立期たる12世紀に最も盛んに編纂・筆写された点、アングロ・サクソン法集成作成には、教会法分野で盛んに用いられた教会法集成作成の手法が用いられたと推察される点、12世紀に盛んに編纂・筆写された理由を解明するには、ノルマン朝とアンジュー朝による征服と支配の歴史を踏まえた法の連続性の観点のみならず、ベケット論争の影響という観点から検討する必要がある点が明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

西洋法は、一般に、大陸法系とコモン・ロー系の二法系に分類される。また日本法は、明治期以降に大陸法の影響を受けて形成された面があると共に、戦後にコモン・ローの影響を受けた部分をもつ。従来は二法系の相違点を中心に研究が進められてきた傾向があるが、本研究では、成立期コモン・ローの特質を、コモン・ロー的要素のみならず、アングロ・サクソン法的要素や教会法的要素を含む三つの法的要素の複合的産物として再考し、コモン・ローの多様性だけでなく大陸法との共通点の一側面も解明できたと考える。一法系内の多様性や二法系の共通性の理解は、グローバル化が進展する今日において多様性の尊重を目指すための視点を与えると考える。

研究成果の概要(英文)：The aim of my research is to reconsider the Common Law in the twelfth century of England as the product which contains three legal elements, i.e., that of the Common Law, the Anglo-Saxon law and the Canon Law. The result of the research is the following. Firstly, the Anglo-Saxon Law collections has more compiled or copied in the twelfth century than before the Norman Conquest. Secondly, the Anglo-Saxon Law collections is similar to the Canon Law collections in the method of compiling legal materials. Thirdly, investigating the Anglo-Saxon Law collections from the point of view not only of the Norman Conquest and 'Angevin' conquest but also of the Becket Dispute, that is the conflict between the regnum and the sacerdotium, will give us an insight into the reason why a great number of the Anglo-Saxon Law collections has compiled or copied in the twelfth century.

研究分野：基礎法

キーワード：コモン・ロー イングランド法 アングロ・サクソン法 教会法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内外の研究動向及び位置づけ

イギリスにおける最近の研究は、ノルマン征服(1066年)に先立つアングロ・サクソン時代の諸王の法を集めたアングロ・サクソン法集成の現存写本の多数が、アングロ・サクソン時代を含む11世紀までの時代よりも、12世紀に由来することを指摘する(例えば、B. O' Brien, 'Pre-Conquest Laws and Legislator in the Twelfth Century', in M. Brett et al. ed., *The Long Twelfth-Century View of the Anglo-Saxon Past*, 2015, p. 232)。しかも、ノルマン征服から12世紀前半までの時代に編纂された数多くのアングロ・サクソン法集成が、12世紀後半に盛んに筆写されたことも注目されている(B. O' Brien, 'An English Book of Laws from the time of Granvill', in S. Jenks, et al., ed., *Laws, Lawyers and text: studies in medieval history in honour of Paul Brand*, 2012, p. 51-67, p. 52)。

従来の研究では、アングロ・サクソン法集成が、ノルマン征服以後の時代に盛んに編纂されたり筆写されたりした理由は、好古趣味や歴史的嗜好に帰されてきた。また、被征服地の異なる法文化を単に把握しようとする征服者ノルマン人による試みだとも説明されてきた。

これらの見解に対し、最近の研究が指摘する次の3点は非常に示唆に富む。それは、(1)ノルマン征服以後の時代に、アングロ・サクソン時代の文献が盛んに筆写されるという現象は、法分野に限らず、多様な分野の文献(年代記、カーチュラリー、聖書、説教書、修道院規則、文法書等)に認められる大きな社会的文化的現象であること、(2)法分野を含む多様な分野におけるノルマン征服以後の時代の筆写活動においては、アングロ・サクソン語版のみならず、征服後のイングランドの支配者層の言語たるラテン語やフランス語への翻訳版が作成されている場合が少なくないこと、そして、(3)アングロ・サクソン法集成については、編纂・筆写時点の時代に適合させるため、改変・追加・修正されている場合があること、以上の3点である。さらに研究代表者が今日までに確認できたところでは、ノルマン征服以後に由来するアングロ・サクソン法集成の写本は、(4)コモン・ローや国王裁判に関する法と同じ写本に合本されていたり、(5)教会裁判の手続書と同じ写本に合本されていたりする場合も認められる。

以上のような研究状況を踏まえるなら、ノルマン征服以後の時代、特に12世紀にアングロ・サクソン法集成が盛んに編纂ないし筆写された理由を、単なる好古趣味等の問題としてではなく、12世紀のイングランドの国王裁判所のみならず教会裁判所の実務における利用の可能性の問題として考察することは、研究動向に十分に沿っているといえよう。

また、従来のイングランド法制史研究においては、12世紀のイングランド法は専らコモン・ロー成立史の観点から考察され、成立期コモン・ローも、コモン・ロー的要素を中心に研究されてきた。この研究傾向に対して、研究代表者は、成立期コモン・ローのコモン・ロー的要素と教会法的要素との関係に着目してきた。さらに本研究によって、アングロ・サクソン法的要素を加えた三つの法的要素の関係について解明できるなら、12世紀の成立期コモン・ローを、相互に影響し合う同時期の三つの法的要素の複合的産物として描くことで、立体的に再考できると考える。

(2) これまでの研究成果を踏まえ着想に至った経緯

これまで研究代表者は、一貫して、成立期コモン・ローに対する教会法ないし学識法(ローマ=カノン法)の影響に関心を抱き続けており、コモン・ローを、他の法文化や権力からの影響を受けて形成されたものとして考察してきた。

過去には、「ベケット論争の再検討-書翰の分析を通して-」(平成15~17年度科研費基盤研究(C))および「イングランドにおける重罪聖職者をめぐる裁判実務と法理の形成」(平成13~

14年度科研費奨励研究(A))に取り組む中で、教会権力と国王権力との争いがコモン・ローの形成に果たした役割について明らかにした。また、「アングロ・ノルマン教会法学の形成と展開」(平成19～21年度科研費基盤研究(C))において、アングロ・ノルマン学派の教会法理論とコモン・ローの法理論とに相互関係が認められることを明らかにした。

その上で、コモン・ローの刑事訴訟手続における陪審制の成立に、教会刑事訴訟手続の影響があったことを、「起訴陪審についての教会法的考察」(平成22～24年度科研費若手研究(B))において解明することができた。さらに、研究代表者は、「12世紀イングランドにおける学識法的訴訟手続とコモン・ロー的訴訟手続」(平成25～27年度科研費基盤研究(C))において、12世紀における証拠方法の変化という観点から、民事刑事のコモン・ローの訴訟手続全体と学識法的訴訟手続との相互関係の解明に取り組んでいた。証拠方法の変化とは、初期中世以来ずっと用いられていた神判、雪冤宣誓、決闘といった「超自然に訴える証明方法」から、証人や証書を用いた「合理的証明方法」への変化のことを言い、この変化は、コモン・ロー裁判所となる国王裁判所でも、教会裁判所でも、同様に12世紀に生じた現象である。専ら「合理的証明方法」の問題に焦点を当て、国王裁判所と教会裁判所の実務を比較しつつ、この問題に取り組む中で、研究代表者は、12世紀の国王裁判や教会裁判で用いられた「超自然に訴える証明方法」について、アングロ・サクソン法集成を手がかりに検討する必要性を強く感じた。なぜなら、(1)アングロ・サクソン法集成に正に「超自然に訴える証明方法」が記述されていること、(2)国王裁判所や教会裁判所の訴訟手続や証拠方法は、アングロ・サクソン法のその影響を受けている部分があること、(3)アングロ・サクソン法集成は国王裁判所や教会裁判所に関係する諸立法や手続書等と同じ写本に合本されていることがあること、そして(5)アングロ・サクソン法集成が、特に12世紀に盛んに編纂ないし筆写されていることが、この課題に取り組む中で判明したからである。以上が、12世紀のアングロ・サクソン法集成を手がかりに、成立期コモン・ローを、コモン・ロー的要素のみならず、同時期のアングロ・サクソン法的要素や教会法的要素を含む三つの法的要素の複合的産物として、再考する必要性を強く感じた経緯である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、成立期コモン・ローの特質を、コモン・ロー的要素のみならず、同時期のアングロ・サクソン法的要素や教会法的要素を含む三つの法的要素の複合的産物として、再考することにある。

この目的を達成するための手がかりとしたいのは、何故に、アングロ・サクソン法集成が、コモン・ローの成立期たる12世紀に盛んに編纂ないし筆写されたのかという点の解明である。この点の解明のため、本研究では、当該法集成の写本の残存・流布状況を検討するだけでなく、アングロ・サクソン法がコモン・ローと教会法へ影響与えた可能性を見据えて、当該法集成が12世紀の国王裁判所(後のコモン・ロー裁判所)や教会裁判所の実務で利用された状況を考察しながら両裁判所の実務を比較検討する。以上により、本研究の目的を果たしたい。

3. 研究の方法

本研究においては、[1] 最近の研究動向に注意しながら、アングロ・サクソン法集成に関する研究史を整理するとともに、論点を明らかにする。次に、[2] アングロ・サクソン法集成の写本の残存・流布状況について、ノルマン征服から13世紀初頭までの時代に由来する写本の情報(起源、作成年、形、概要等)を整理し、12世紀の重要性を明確化する。[3] アングロ・サクソン法集成の内容を分析する。[4] 12世紀の国王裁判所や教会裁判所の実務におけるアングロ・サクソ

ン法集成の利用状況の解明を試みる。そして、[5] 成立期コモン・ローを、コモン・ロー的要素のみならず、同時期のアングロ・サクソン法的要素や教会法的要素を含む三つの法的要素の複合的産物として再考する。

4．研究成果

本研究では、成立期コモン・ローの特質を、コモン・ロー的要素のみならず、アングロ・サクソン法的要素や教会法的要素を含む三つの法的要素の複合的産物として再考することを試みた。その結果、以下の諸点を明らかにすることができた。

第一は、アングロ・サクソン法集成等は、コモン・ローの成立期たる12世紀に最も盛んに編纂・筆写されたという点である。ウォーモルドやオプライアンが既に指摘しているように、アングロ・サクソン諸法を伝える写本のうち、現存するものの大多数は、アングロ・サクソン時代ではなく、その後のノルマン征服以後の時代に由来しており、中でも12世紀に由来する写本の多さは際立っている。また、アングロ・サクソン諸法を伝える写本は、ノルマン征服の前後にわたって現存しているが、ノルマン征服以後の写本でのみ伝来しているアングロ・サクソン諸法の法テキストが非常に多い。さらに、12世紀に由来する写本では、ウォーモルドが「法全書」と呼んだところの、法のみを集めた法集成が、それ以前の世紀とは異なって数多く現れることが分かる。現存する写本から判断する限り、アングロ・サクソン諸法の法集成の編纂は11世紀半ば頃から始まるが、法集成の編纂ないし筆写は12世紀に、そして特に筆写は12世紀後半に、全盛期を迎える。

第二は、アングロ・サクソン法集成作成には、11～12世紀に教会法分野で盛んに用いられた教会法集成作成の手法が用いられたと推察される点である。現存する写本のうち起源が判明しているもののなかで目に止まるのは、ロンドン司教座聖堂であるセント・ポール聖堂、ロチェスタ司教座聖堂、ウスター司教座聖堂、カンタベリの聖オーガスティン修道院、カンタベリ大司教座聖堂附属修道院クライスト・チャーチ、ロチェスタ司教座聖堂附属修道院といった教会関係施設である。

第三は、アングロ・サクソン法集成等が12世紀に盛んに作成された理由を解明するには、ノルマン朝とアンジュー朝による征服と支配の歴史を踏まえた法の連続性の観点のみならず、ベケット論争の影響という観点から検討する必要があるという点である。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1件)

苑田垂矢「ノルマン征服から13世紀初めまでのアングロ・サクソン諸法集—手書本の伝来状況に着目して—」『法政研究』第83巻第3号、2016年、659-696頁

https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_download_md/1792154/p659.pdf

6．研究組織

(1)研究分担者

なし

(2)研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する

見解や責任は、研究者個人に帰属されます。